

## 株式会社小池ケアサービス

### （事業内容）

第1条 株式会社小池ケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあたっては要介護支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の円滑な管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を確保することを目的とする。

### （指定訪問介護運営の方針）

第2条 事業所が実施する事情は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 1 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事情を実施するものとする。

### （介護予防訪問介護相当サービス）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

- 2 事業実施にあたっては、介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標・内容・実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者又は介護予防訪問介護相当サービス事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社小池ケアサービス
- (2) 所在地 前橋市本町 3-1-23

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者・介護福祉士・実務者研修修了者 3名以上（常勤職員）により訪問介護計画（介護予防訪問介護相当サービス介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、職務の実施状況を把握すること。

訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員 3名以上

ただし、業務の状況により増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画・介護予防訪問介護相当サービス介護計画に基づき指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) ただし、利用者の希望に応じてサービス提供については24時間対応可能な体制を整えるものとする。

(指定訪問介護の内容)

第8条 本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - 1 排泄・食事の介助
  - 2 清拭・入浴・身体整容

- 3 体位変換
- 4 移動・移動介助・外出介助
- 5 その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - 1 調理
  - 2 衣類の洗濯・補修
  - 3 住居の掃除・整理整頓
  - 4 生活必需品の買い物
  - 5 その他必要な家事
- (4) 通院等のための乗車・降車の介助
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
  - (1) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第9条 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりにする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス介護計画の作成
- (2) 訪問型サービス費Ⅰ…1週に1回程度
- (3) 訪問型サービス費Ⅱ…1週に2回程度
- (4) 訪問型サービス費Ⅲ…1週に2回を超えた場合
- (5) 介護予防訪問介護相当サービス費は各市町村の設定基準に従う

(指定訪問介護 {介護予防訪問介護相当サービス} の利用料等)

第10条

- 1 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービス」に要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。
- 2 介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、そのサービス法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については「介護予防訪問介護相当サービス」に要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事情の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、前橋市・高崎市・渋川市・伊勢崎市・吉岡町・榛東村の区域とする。ただし、通院等乗降介助は、前橋市・高崎市とする。

(緊急時等における対応方法)

#### 第12条

- 1 訪問介護員等は、指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な措置を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

#### 第13条

- 1 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村による文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村の行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について（個人情報の保護に関する法律）及び厚生労働省が策定した（医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン）を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護のサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発防止のため次の措を講ずるものとする。

[虐待防止に関する担当者：布川佳朋]

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、介護支援提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当外業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。〔業務継続計画に関する担当者：布川佳朋〕

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。〔感染症に関する担当者：布川佳朋〕

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。

(3) 事業所において、サービス提供責任者・訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第18条 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発を行います。〔ハラスメントに関する担当者：布川佳朋〕

・相談（苦情を含む）に対する担当者をあらかじめ定めること等により、相談者への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者、利用者等に周知を行います。

・利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ適切に対応するために必要な体制整備、被害者への配慮のための取り組み及び被害防止のための取組の実施を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 本事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間保持するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社小池ケアサービスとの事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成15年4月1日から施行するものとする。

平成18年4月1日 ・平成20年4月1日 ・平成20年8月1日  
平成21年5月1日 ・平成21年8月1日 ・平成22年9月10日  
平成23年2月1日 ・平成24年4月1日 ・平成25年4月15日  
平成26年1月20日 ・平成26年4月7日 ・平成26年7月1日  
平成26年8月18日 ・平成26年11月1日 ・平成27年1月9日  
平成27年4月1日 ・平成27年7月1日 ・平成27年8月1日  
平成27年9月1日 ・平成28年4月1日 ・平成29年4月1日  
平成29年9月1日 ・平成30年1月9日 ・平成30年5月1日  
平成31年2月20日 ・平成31年4月1日 ・令和元年6月16日  
令和元年10月1日 ・令和2年1月10日 ・令和2年4月1日  
令和2年5月7日 ・令和2年6月1日 ・令和3年4月1日  
令和4年4月1日 ・令和4年7月23日 令和5年3月1日

一部改正

前橋市本町三丁目1番23号  
株式会社 小池ケアサービス 代表取締役 布川佳朋